

公募参加説明書

(高知県有施設に設置する飲料用自動販売機設置事業者の貸付契約)

高知県有施設における飲料用自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の公募に参加される方は、この公募参加説明書の内容を熟読のうえ、お申し込みください。

1 概要

高知県（以下「県」という。）警察施設への高知県産飲料を含む清涼飲料水自動販売機を設置する県有財産貸付契約の公募

(1) 設置自動販売機の種類

清涼飲料水自動販売機（缶及びペットボトルに限る）

(2) 設置施設及び設置台数等

高知市北本町1丁目10-12 高知警察署庁舎1階及び8階 自動販売機設置コーナー 設置台数2台

(3) 設置貸付面積

1階 1.275㎡（横幅1.5m×奥行0.85m） 8階 1.44㎡（横幅1.8m×奥行0.8m）

(4) 設置期間

令和4年6月1日から令和7年2月28日まで（貸付期間の延長、更新なし）

ただし、設置期間の満了前であっても、県が行政財産を公共用、公用若しくは公益事業等の用に供する必要があるとき又は設置事業者が貸付条件に違反する行為を行ったときは、貸付契約を解除することがある。

(5) 利用者

警察庁舎勤務員概数（平日）約200名

(6) 販売実績

新築庁舎のため、販売実績なし。

なお、売上本数を保証するものではないが、令和3年の高知警察署における販売実績は2台で年間約18,000本であるため参考とすること。

2 設置条件

(1) 使用済み容器回収ボックスの設置

1 (3)に示した設置貸付面積の寸法内に、飲料用自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスを設置すること。

(2) 自動販売機の規格等

ア 装飾は公序良俗に反しないものとする。

イ 消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機（エコ・ベンダーなど）とする。

ウ 環境負荷の少ない二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機とする。

エ ユニバーサルデザイン機とする。

オ 災害発生時に無償で飲料提供が可能なものであること。

カ 「自動販売機の据付基準（JIS規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守し、可能な限り庁舎躯体に負担のかからない方法で転倒防止策を施すこと。

(3) 設置に当たっては、電気設備、自動販売機の搬入及び商品の補充に支障がないか定期的に確認を行うこと。また、県が施設管理上必要な指導をしたときは、それに従うこと。

(4) 清涼飲料水自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

3 公募に参加できる者の資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (2) 高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示638号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 過去2年以内に国・県・市町村又は公益法人の施設に、自ら管理・運営する清涼飲料水自動販売機を設置した実績を2件以上有している者であること。
- (4) 高知県税を完納していること。
- (5) 高知県内に本店、支店若しくは営業所がある法人又は高知県内で事業を営む個人であること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月10日高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

4 販売品目等

(1) 販売品目

一般市場で認知、支持されている清涼飲料水とし、酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）の販売は認めない。高知県産飲料(下記のア、イ又はウのいずれかに該当する商品)を1台当たり、ボタン合計数の15パーセント以上かつ3品目以上収納して常時販売すること。

ア 商品の主要な原材料が高知県産であって、商品の製造又は加工の最終段階が県内事業者によって行われている商品であること。

イ 商品の主要な原材料が高知県産であって、高知県外の事業者により製造又は加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われていること。

ウ 商品の主要な原材料が高知県外産で、その製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っている商品であること。

(2) 販売価格

全ての商品を標準小売価格から10円引きの販売価格で販売すること。

5 飲料用自動販売機設置に伴う必要経費

(1) 貸付料

ア 設置事業者として決定した者が提示した納付料率に1月ごとの売上合計額を乗じ、消費税及び地方消費税を加算したものを貸付料（月額）とする。

イ 納付料率は、20パーセント以上の整数で記載のうえ提示すること。

ウ 設置事業者は、各月ごとの売上実績（飲料用自動販売機1台ごとの販売本数（個数）、売上合計額）を集計し、指定した期日までに書面により県に報告すること。

(2) その他の必要経費

ア 飲料用自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は設置事業者の負担とする。

イ 飲料用自動販売機の運転に必要な光熱水費は、全額を設置事業者の負担とし、原則、設置事業者が供給業者と直接契約して供給を受けること。なお、建物の構造等のために直接供給業者と契約することが困難な場合は、使用量を計測するための計量器（子メーター）を、設置事業者の負担で設置すること。その際、光熱水費の額は子メーターの指示値により計測した使用量に基づき県が算出した額とし、県が発行する納入通知書により、指定する期日までに納入すること。

ウ イによる取扱いが困難な場合は、設置事業者は、県の指示に従い、県の算出する光熱水費相当額を負担すること。

6 公募手続等

この公募に参加を希望する者は、次の必要書類を提出すること。

また、参加者は、提出した書類等に関して、県から説明を求められた場合には、それに応じること。

	提出書類名	提出部数
①	応募申込書(第1号様式)	1部
②	納付料率見積書(第2号様式)	1部
③	役員等一覧(第3号様式)	1部
④	販売品目一覧(第4号様式)	1部
⑤	飲料用自動販売機配置平面図(任意様式)	1部
⑥	飲料用自動販売機のカタログ(要記載:寸法、消費電力)	1部
⑦	委任状(第5号様式) ※該当する場合	1部
⑧	飲料用自動販売機設置業務管理運営実績(第6号様式)	1部
⑨	質問書(第7号様式)	1部
⑩	高知県納税証明書(完納証明書)	1部
※	飲料用自動販売機の管理関係証明書(第8号様式)	設置事業者決定後の提出

※1 ②納付料率見積書(第2号様式)は無地封筒に入れ、のり付けをし、封筒の表に「納付料率見積書在中」と記入し、併せて公募名称、応募者の商号又は名称を記載すること。

※2 ④販売品目一覧(第4号様式)は、設置予定の自動販売機について作成すること。

※3 ⑦委任状(第5号様式)は、今回の公募に関し権限の委任をする場合に作成し、委任者は印鑑登録済みの印を使用すること。

※4 ⑩高知県納税証明書(完納証明書)については、発行日から3か月以内の原本とする。

(2) 応募申込等必要書類の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和4年4月28日(木曜日)から令和4年5月13日(金曜日)までの午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

〒780-8544 高知県高知市丸ノ内二丁目4番30号

高知県警察本部3階 警務部 装備施設課 管財係

電話 (088)826-0110 内線2266

ウ 提出方法

直接持参に限るものとし、郵送、ファクシミリ等による受付はしない。

7 質疑回答

公募参加説明書及び仕様書について質疑がある場合は、書面により質疑を行うことができる。

(1) 質疑の受付期間

令和4年4月28日(木曜日)から令和4年5月13日(金曜日)まで

午前9時から午後5時まで ※閉庁日(県の休日)を除く。

(2) 方法

「質問書(第7号様式)」により、事前に電話でファクシミリを送信する旨を担当者に伝えてから、書面をファクシミリで提出すること。電話や口頭等による質問は一切受け付けしない。

(3) 質問の宛先

上記6(2)のとおり

(4) 回答

質問に対する回答は、質問者のみに直接ファクシミリで行う。

また、提出されたすべての質問事項と回答については、警察本部庁舎3階装備施設課出入口に、都度に貼り出し掲示する。

8 設置事業者の決定

(1) 決定日

令和4年5月18日(水曜日)

(2) 設置事業者の決定方法

募集要件を満たした申込者の中から、県が5の(1)イに定める納付料率以上で、最高の納付料率をもって見積りをした者を設置事業者とする。

(3) くじ引きによる決定方法

同率の応募申込みをした者が2者以上あるときは、当該応募者立合いのもと、くじにより設置事業者を決定する。なお、くじ引きの日時については別途通知するものとする。

(4) 応募者は、その提出した見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

9 無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

(1) 公募に参加できる資格のない者の提出した見積り

(2) 公告及び公募参加説明書に示した諸条件に違反した者の提出した見積り

(3) 応募申込に関し不正な行為を行ったと認められる者の提出した見積り

(4) 記名押印のない見積り

(5) ファクシミリ又は電子メールによる見積り

(6) 納付料率、氏名、その他必要な事項が、不明瞭、不鮮明でその意思表示が確認できない見積り

(7) 同一人が2以上の見積りをした場合

10 設置事業者の手続

設置事業者の決定後、当該事業者と県有財産貸付契約を締結する。契約・貸付手続に関する一切の費用については、設置事業者の負担とする。

11 維持管理責任

次のことを遵守すること。

(1) 商品補充、金銭管理など飲料用自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。ただし、飲料用自動販売機の所有、故障発生時等の対応、商品の補充又は売上代金の回収等を他者に行わせようとする場合は、設置事業者として決定を受けた後、「飲料用自動販売機の管理関係証明書(第8号様式)」及び委託又は協定等の内容がわかる書類の写しを県に提出し、承認を受けること。

(2) 盗難等により商品及び飲料用自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。この場合の損害について、県の責めに帰することが明らかな場合を除き、県はその責めを負わない。

(3) 回収ボックス内の使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。

(4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

(5) 飲料用自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。

- (6) 飲料用自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応すること。
また、飲料用自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

12 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了し又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。

原状回復に要した費用は設置事業者が負担することとし、設置事業者は一切の補償を県に請求することはできない。ただし、県が、公共用、公用又は、公益事業等の用に供するため貸付物件を必要とするため契約を解除した場合は、この限りではない。

13 設置事業者の決定の取消

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。
- ア 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手續に応じなかった場合
 - イ 県に対して必要な報告をせず又は虚偽の報告をした場合
- (2) 上記(1)により、設置事業者の決定を取り消した場合及び設置事業者が契約を締結しない場合は、選考結果が次点の者と交渉を行うこととする。